

市民の皆様へ ～「共謀罪」制定に関するご報告～

6月15日、参議院本会議において、いわゆる「共謀罪法案」が強行採決され、「共謀罪」が制定されました。

当会は一貫して「共謀罪法案」の問題点について指摘し、「共謀罪」の制定に反対し、必死に活動を展開してきました。私自身も、本年4月1日に札幌弁護士会会長、同共謀罪法案対策本部本部長に就任して以来、4月5日の市民集会、パレードや街宣活動を先導するほか、広くマスコミ等を通じて「共謀罪」の危険性等について訴えてきました。それが、あろうことか、あのような形で制定されてしまい、慙愧に堪えません。本当に悔しい思いでいっぱいです。もちろん、賛成勢力が圧倒的多数という政治情勢のなか、厳しい戦いになることは承知していました。しかし、集会にご参加いただいた市民の方々、パレード路肩の市民の方々、新聞やテレビを見たという市民の方からも、熱い激励を頂戴しました。そして、共謀罪反対の世論や、政府の説明不足を指摘する世論も盛り上がりを見せ、「もしかしたら会期が延長されるのではないか、ひょっとすると廃案になるのではないか」との希望を抱いた瞬間もありました。結論的には制定されてしまいましたが、たくさんの市民の方々から、「自分は無関係と思っていたが、一般市民といえども共謀罪の捜査の対象になってしまう」「無実の罪を生む危険性がある」「共謀罪法案は非常にあいまいだ」「言いたいことが言えないような社会になってしまう」「政府の答弁はなっていない」「もっと議論すべきではないか」「共謀罪には賛成だが、強行採決のやり方は酷すぎる」などという声をお聞きしました。当会の活動が、このように感じていただくきっかけになっていたとしたら、本当に嬉しく思います。

本年は日本国憲法施行70年にあたります。日本国憲法は、「国」とか「全体」とかではなく、「個人」一人ひとりが尊い存在なのだ、という「個人の尊厳」に最高の価値を置き、これを実現するために、基本的人権の尊重、国民主権、恒久的平和主義、という三大原則を掲げています。しかし、昨今、「多数の利益のためなら、少数者の人権はないがしろにされても仕方がない」とか「公の秩序が第一で、個人の権利は二の次だ」などという風潮が強くなっていることを感じます。「共謀罪」に関する政府の姿勢も、つまるところ「多数の人が安心できるよう、少数の人には我慢してもらおう」といわんばかりのものです。加えて、性急に事を進める政府のやり方も含めて、我が国の議会制民主主義、そして日本国憲法の精神は、既に破壊されつつあるというほかありません。

残念な結果とはなりましたが、当会は、この一連の活動の過程で市民の方々から頂戴した激励やご批判を胸に、今後も「共謀罪」の廃止、そして日本国憲法の精神回復に向けて、全力で取り組んでいきます。

ありがとうございました。

2017年（平成29年）7月18日

札幌弁護士会 会長

同共謀罪法案対策本部 本部長

弁護士 大川 哲也